

春の交通安全県民運動実施要綱

運動期間：令和3年4月6日（火）～4月15日（木） 交通事故死ゼロを目指す日：令和3年4月10日（土）

運動の目的	この運動は、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開するものとする。

運動の重点及び実施事項

重点	子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保	自転車の安全利用の推進	歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上	飲酒運転等の危険運転の防止
運転者・歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> 道路横断の方法や安全確認等正しい交通ルール・マナーを実践しましょう。 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。 交通事故を誘発する「歩きスマホ」はやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 「自転車安全利用五則」を守りましょう。 自転車保険に加入しましょう。 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材用品等を装着しましょう。 歩道を通行する際は、歩行者優先です。安全運転に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道に横断者がいるときは、一時停止して横断者を優先させましょう。 歩行者に対する思いやりのある運転に努めましょう。 高齢運転者は、身体機能の変化に応じて、体調や天候、道路状況等を考えた安全運転に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 「飲酒運転かな？」と思ったら、迷わず110番通報しましょう。
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> 子供と高齢者に対する交通安全指導、保護指導活動を推進しましょう。 通り慣れている道路等の危険箇所や道路への飛び出し等の危険性、身近に起きた交通事故について話し合しましょう。 歩行者の交通事故の特徴について話し合しましょう。 反射材用品等の視認効果や使用方法について確認しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合しましょう。 保護者は、子供にヘルメットを着用させましょう。 従業員に対して安全利用に関する指導や業務で使用する自転車の保険加入状況について確認しましょう。 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道等における歩行者等の保護意識の向上に努めましょう。 従業員に対して夕暮れ時や夜間における運転時の注意事項について周知しましょう。 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性について話し合しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合しましょう。 車を運転することを知らなから酒を勧めること、酒を飲んで運転するおそれのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。お互いに注意合しましょう。 飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。 ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。
実施機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 街頭での交通安全指導、保護指導活動を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。 反射材用品の装着やライト点灯を促進する広報啓発活動を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 セーフティ・サポートカーなどの普及を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 飲酒運転撲滅宣言企業（店）に登録し、「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。 妨害運転を受けた場合の対処方法に関する広報啓発活動を推進しましょう。
○ ウェブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。				

【歩行者保護等に関する道路交通法上の規定】

- 横断歩道等における歩行者等の優先【道路交通法第38条】
 - ・横断歩行者等がいる場合の停止線での一時停止
 - ・横断歩道等、またはその直前で停止している車両等がある場合の側方通過前の一時停止
- 横断歩道のない交差点での歩行者優先【道路交通法第38条の2】 など